



社会福祉法人キャマラード 将来計画 第3期プラン

2023年4月1日
社会福祉法人キャマラード

【法人理念】

～ 地域の中で 自分らしく いきいきと生きる～

どんなに重い障害のある人も、地域の人々と共に、互いに手を繋いで普通の暮らしができる温かい街づくりを実現していくために、社会福祉法人「キャマラード」は次のような理念に基づき運営をしていく。

- 「人が生きていくことそのものを支える医療」と「人がより豊かに生きていくことを支える医療」を実現することで、一人一人の地域生活を支えていく。
- どんなに重い障害のある人でも、安心して生活をしていく事ができる地域社会を作るため、利用者や家族の「願い」「思い」を共感し実現できる場を作る。
- 地域に開かれたものとし、積極的に資源の開拓を目指す。

1. この計画の目的及び計画期間

○社会福祉法人キャマラードでは、2013年度から概ね5か年間の事業計画及び概ね10年先の将来的な目標を定め、2018年度に事業計画の見直しと第2期プランを策定し、事業の展開を行ってきました。2022年度は、この5か年間の事業計画期間の最終年となるため、これまでの事業計画とその達成状況を評価するとともに、2023年度からの第3期事業計画(第3期プラン)を策定します。

- ・ 第1期プラン：2013年度～2017年度
- ・ 第2期プラン：2018年度～2022年度
- ・ 第3期プラン：2023年度～2027年度

2. 第2期プランの計画達成状況と残された課題及び新たな課題

○2022年度までの第2期プランの重点目標とその達成状況及び今後の課題は次のとおりです。

(1) 横浜市北部に三箇所の在宅支援拠点の設置と地域ごとの在宅支援事業の展開。

目標の概要 横浜市多機能型拠点つづきの家の他にみどりの家においても日中一時支援や短期入所、相談支援等の在宅支援事業を行うとともに、横浜市北部にもう一箇所の拠点を設置し、三箇所で横浜市北部の在宅支援を実施する。

- | | |
|------|--|
| 達成状況 | ・みどりの家で日中一時支援、医療型特定短期入所、相談支援事業を開始しました。
・横浜市北部にもう一箇所の拠点の設置を行うため候補地を検討中です。 |
| 課題 | ・今後の利用希望者の増加や送迎範囲の適正化を考慮すると、横浜市北部にもう一箇所の拠点を設置し、三箇所で横浜市北部の在宅支援を実施する必要性は依然として高く、早期の実現化が望まれる状況です。 |

(2) 日中活動系事業の拡充。

- | | |
|-------|---|
| 目標の概要 | 利用希望者の増加に伴い、日中活動系事業の拡充を行う。 |
| 達成状況 | ・つづきの家の増築を検討しましたが構造的な問題があり断念しました。
・横浜市北部にもう一箇所の拠点の設置を行うため候補地を検討中です。 |
| 課題 | ・今後の利用希望者の増加やつづきの家診療所の事業採算性を考慮すると、日中活動系事業所の拡充は依然として必要な状況です。
・つづきの家の増築は費用面で現実的でないことが明らかとなつたため、今後はプランチの設置も含めて日中活動系事業の拡充を検討する必要があります。 |

(3) 安心して住み続けられる場としてのグループホームの体制整備。

- | | |
|-------|--|
| 目標の概要 | 親なき後も地域の中で安心して住み続けられる場となるために、人員体制やバックアップ体制の整備を行う。また、新しい形態のグループホームの新設も検討する。 |
| 達成状況 | ・365日開設を行うとともに、日勤看護師や家事援助員を配置し、昼夜の人員体制の拡充を行いました。
・6か所目のグループホーム設置に向けて候補地を検討中です。 |
| 課題 | ・利用者の重度化、高齢化、利用者家族の高齢化を考慮すると、新しいグループホームの設置は依然として必要な状況です。
・夜間支援員の確保等が年々困難となるなかで、新しいグループホームの設置に向けた人員体制の拡充が新たな課題となっています。
・利用者家族の高齢化に伴い、成年後見制度の利用や医療体制の拡充がより一層必要となっています。 |

(4) 医療機能の強化と集中化。

- | | |
|-------|---|
| 目標の概要 | 利用者の高齢化、重症化に対応するため、医療提供の中心拠点を設置するとともに、各拠点の医療提供体制を強化する。 |
| 達成状況 | ・医療の中心拠点として診療部を設置し、診療所間の連携を強化しました。
・各拠点に配置する医師、看護職員、理学療法士を1.5倍程度に増員しました。 |
| 課題 | ・医療機能の強化に伴い、配置した人員、設備の維持を可能とする事業採算性の追求が新たに必要となります。 |

(5) 法人の本部機能の強化。

- | | |
|-------|---|
| 目標の概要 | これらの目標を確実に達成するとともに、その課程で生じる法人組織の大規模化、複雑化に対応するため、法人本部の機能を強化する。 |
| 達成状況 | ・法人事務局の人員体制を拡充し、各拠点に事務職員を配置しました。
・法人本部において、組織的な研修と内部監査を開始しました。 |
| 課題 | ・各拠点単位での事業運営が進んだ結果、拠点間の連携や法人内統一ルールの徹底が困難になってきており、組織を統合する役割が必要となっています。
・組織の拡大にともない人事労務管理や人材育成の強化が必要となっています。 |

○第2期プランを実施していく中で新たに生じた課題は次のとおりです。

(1) 施設設備の拡大と老朽化

- ・施設設備の老朽化が進んでおり、修繕や設備更新を計画的に実施する必要があります。
- ・賃貸物件も含め法人全体の施設設備が拡大する中で、これらを適切に維持、管理していく必要が生じています。

(2) より深刻化する人材不足

- ・日本社会全体で生産年齢人口の減少がさらに進み、職員の高齢化が進行するとともに新規採用がさらに困難となっています。

3. 第3期プランの重点目標

○第2期プランの達成課程で生じたこれらの課題とその後の社会情勢や地域ニーズの変化に対して、第3期プランの重点目標を次のとおり定めます。

(1) 横浜市北部に三箇所の在宅支援拠点を設置し、地域ごとの在宅支援事業を展開します。

利用者の増加及び重症化に伴い、みどりの家及び横浜市多機能型拠点つづきの家の二箇所だけで横浜市北部全体の在宅支援事業を行うことが困難となっていることから、生活介護、日中一時支援、短期入所、相談支援事業等の在宅支援事業を行う拠点を横浜市北部にもう一箇所設置し、三箇所で横浜市北部の在宅支援を行っていきます。

また、これらが達成できた際には、三拠点の増築やブランチの設置も視野に入れつつ在宅支援事業を計画していきます。

さらに地域内の関連法人との連携を強化し、地域全体の在宅支援事業の拡充に努めます。

(2) 重度化・高齢化への対応を展開します。

利用者の重度化・高齢化にともない、みどりスマイルホームを増設し、親なき後も地域の中で住み続けることができる場を確保していきます。

また、みどりスマイルホームでの親なき後の地域生活を想定し、権利擁護や身元引受、財産管理のありかたを検討するとともに、成年後見制度の導入や医療体制の整備、複雑化する福祉サービスの見直しを行っていきます。

(3) 人材不足への対応を行います。

人材不足への対応として、既存の福祉サービスの集約化を検討していきます。

特に地域生活を支えるみどりスマイルホームにおいては、地域生活を考慮しながら統合化を目指していきます。

また、法定配置基準を上回る職員配置等により職員の労働環境の改善に努めるとともに、人材育成制度を整備し、人材の育成と定着を促進します。

(4) 施設の老朽化への対応を行います。

施設の老朽化に伴い、計画的な修繕を行っていきます。

また、賃貸物件の集約化等も含め拡大した施設設備の合理化を検討していきます。

(5) 法人の本部機能の強化を行います。

拡大化、分散化した各拠点を統合する役割を担う法人本部の機能を強化し、各事業所の適切な役割分担と一体的な発展を推進していきます。

また、人事・労務管理と人材育成を専門的に実施できる組織を整備していきます。

4. 第3期プランにおける事業計画

○ 法人全体に関する事業計画

重点目標に基づき、法人全体に関する事業計画を次のとおり定めます。

(1) 横浜市北部に三か所目の在宅支援拠点を設置します。

- 横浜市北部全体の配置バランスを考慮し、三か所目の在宅支援拠点を設置します。
- 三か所目の在宅支援拠点では、生活介護及び日中一時支援(又は医療型特定短期入所)を実施し、事業採算性と継続可能性を考慮しつつ、必要な医療及び相談支援を提供できる体制を整備します。

(2) 法人の本部機能強化と育成を行います。

- 各拠点や法人事務局から独立した部署を設置し、人事・労務管理及び人材育成を専門的かつ集中的に実施するとともに、法定基準を上回る人員配置やストレスマネジメント等の労働環境改善を推進していきます。
- 拡大化、分散化した各拠点の統合や各事業所の適切な役割分担と一体的発展を意識した、段階的かつ体系的な人材育成と組織統制の仕組みを検討していきます。

(3) 地域内の関連法人との連携を強化します。

- みどり福祉ホーム等の地域内の関連法人との連携を強化するとともに、適切な役割分担を行い、地域全体の在宅支援事業の拡充に努めます。

○ 各事業実施拠点の事業計画

重点目標に基づき、各拠点の事業計画を次のとおり定めます。

(1) みどりの家

- 事業採算性と継続可能性を考慮しつつ宿泊可能な短期入所事業の実施を検討していきます。
- 大規模修繕を行うとともに、生活介護の各室の編成や使用方法の見直し、短期入所用宿泊室の設置、医療型特定短期入所(日帰り短期入所)用の活動スペース等の拡充と統合、リハビリテーション室の拡大、歯科・脳波室の拡大等を検討していきます。
- 三か所目の在宅支援拠点の開設に合わせて、各拠点間の役割分担や生活介護と医療型特定短期入所(日帰り短期入所)の定員の見直しを行います。
- 医療型特定短期入所(日帰り短期入所)において、緊急枠、優先的配慮枠、**計画的利用枠**、成人の在宅生活者枠等を設定し、必要度の高い利用者が利用しやすい仕組みを構築します。
- 相談支援事業においては、つづきの家相談支援センターとの統合を含めた密接な連携体制を構築していくとともに、事業採算面で継続的運営が可能な範囲(おおむね各拠点200件程度)で事業を実施します。

(2) 第2みどりの家

- サービス提供地域での医療的ケアの必要な重症心身障害児者の増加に対応するため、みどりの家の役割分担を意識しつつ、第2みどりの家においても医療的ケアの必要な利用者の受け入れを行っていきます。

(3) 横浜市多機能型拠点つづきの家

- 横浜市の北西部多機能型拠点として、医療的ケアの必要な利用者の受け入れを中心としつつ、他の拠点と役割分担を行っていきます。

- 相談支援事業においては、みどりの家相談支援センターとの統合を含めた密接な連携体制を構築していくとともに、事業採算面で継続的運営が可能な範囲(おおむね各拠点200件程度)で事業を実施します。
- 宿泊のある短期入所事業においては、緊急時に連泊ができる体制を構築していきます。
- みどりの家の宿泊可能な短期入所事業の実施に合わせて、他拠点との役割分担を考慮しつつ多機能型拠点としての短期入所事業の在り方を検討していきます。
- 医療型特定短期入所(日帰り短期入所)において、緊急枠、優先的配慮枠、計画的利用枠、成人の在宅生活者枠等を設定し、必要度の高い利用者が利用しやすい仕組みを構築します。
- 生活介護事業においては、毎日継続して通所できる利用者を優先し、週1～2回の利用希望者については医療型特定短期入所(日帰り短期入所)での受け入れを推奨していきます。
- 生活介護の送迎については、新しくできる横浜市多機能型拠点との役割分担を考慮しつつ、送迎範囲を定めていきます。
- 生活介護の呼吸器等の医療機器使用者の増加にともない、一日の利用定員の設定を検討するとともに、ランチ等の設置による生活介護利用定員の増加を検討していきます。

(4) みどりスマイルホーム

- 6か所目のグループホームの設置を計画していきます。
- 福祉・介護人材の不足に対応しつつ、新たにグループホームの開設を可能にするため、地域の中での生活を損なわない範囲で既存のグループホームの集約化を検討していきます。
- 家族負担の軽減や休日の日中支援の充実等を目的とした外部事業所の導入を検討するとともに、複雑化する福祉サービスの見直しを行っていきます。
- 看護職を要医療館(四・五番館)だけでなく、グループホーム全体に派遣し医療面の支援を拡充していきます。
- 親なき後の地域生活を想定し、権利擁護や身元引受、財産管理のありかたを検討するとともに、成年後見制度導入の義務化や在宅医療体制の整備を行うとともに、これらを前提とした入居条件を整理・整備していきます。

(5) 診療部

- 法人内各事業所との連携において、診療部としての発信を活性化し、組織内での位置づけをさらに確立したうえで、一層の連携強化につなげていきます。
- 病院等主治医との情報共有にあたり、生活に密着した法人特有の診療所の利点を最大限に活かし、より理想的な病診連携の強化に努めます。また、利用者のかかりつけ医・主治医としての役割を強化していきます。
- 法人内の医療職を一体的に管理、統括し、有機的に機能させる組織づくりを検討してきます。
- 医療型短期入所における診療所の役割を明確にし、多職種との連携を強化していきます。